

旧法務省矯正管区敷地取得後の活用等について

旧法務省矯正管区敷地取得後の活用の考え方を次のとおりまとめたので報告する。

1 旧法務省矯正管区敷地取得後の活用について

旧法務省矯正管区敷地については、「旧法務省矯正管区敷地の取得について」(令和2年10月5日付総務委員会資料)に基づいて手続を進め、公共用地先行取得債により学校用地及び道路用地として取得することを想定している。

取得した用地については、平和の森小学校移転用地及び道路用地として活用し、現存する旧中野刑務所正門については、下記取扱い方針(案)のとおりとする。

2 財源の確保について

用地の再取得における教育債の償還財源については、現平和の森小学校用地の売却益を充当するものとする。なお、道路用地等については、まちづくりに係る補助金等を確保する。

3 旧中野刑務所正門取扱い方針(案)について

区は、文化財保護審議会の答申における文化財的価値並びに保存及び公開の考え方、教育委員会からの正門の取扱いに係る意見などをふまえ、正門の取扱いについて再検討を行ってきた。

その結果、正門の保存及び公開、そして平和の森小学校新校における良好な教育環境の確保との両立を図るため、正門は曳家により移築し、旧法務省矯正管区敷地内の西側(道路予定地の西側)において、保存と公開を行っていくこととする。

正門については、基本計画及び保存活用計画を策定したうえで、基本設計・実施設計を経て、旧法務省矯正管区敷地内の西側へ移築(曳家)する。公開及び具体的な活用の方法については、保存活用計画策定時に検討していく。

4 今後の予定

令和2年11月 平和の森小学校保護者及び近隣住民に対する説明
用地取得関係議案提出

令和2年12月 「旧中野刑務所正門の取扱い方針について」報告

(参考)

○ 図 (曳家先)



○ 整備スケジュール (予定) 及び概算経費

年度	曳家(移築)	平和の森小学校新校
令和3年度 (2021年度)	基本計画、保存活用計画 (10ヶ月～12ヶ月)	基本計画
令和4年度 (2022年度)	基本設計 (6ヶ月～10ヶ月)	基本設計、実施設計
令和5年度 (2023年度)	実施設計 (6ヶ月～10ヶ月)	
令和6年度 (2024年度)	移築(曳家)関連工事(※) (約30ヶ月)	(移築(曳家)関連工事)
令和7年度 (2025年度)		校舎新築工事
令和8年度 (2026年度)		
令和9年度 (2027年度)	公開開始	供用開始

※ 移築 (曳家) 関連工事等 約496,000千円

曳家に伴う仮補強、曳家準備工事、曳家工事、新規基礎工事、耐震補強、劣化修理、復原工事を想定